旧須加小学校跡地活用計画(案)に対する意見と対応

No.	提出者		意見の箇	所	意見の内容	対応
1	Α	P.25 ~ 27	11.まとめ	(4)活用コンセプト	にとらわれず、斬新な活用方法とし、跡地を中心に新たなにぎわいを考えてほしい。 例)観光・スポーツ施設の複合施設	地利活用基本方針」において、個別活用計画 策定の際に盛り込むこととしております。 活用方法を考えるに当たっては、上記「基本 方針」や、計画案のP.4にあるとおり「地域の 意向と地域の活性化」を基本的な考え方とし
2	В	P.18	8.民間事業者の意向	7社の提案	現況】で利活用の期限の目安が令和19年と	現時点では期間終了後の施設の活用の可否については明言しかねますが、その時々で、施設の状態を踏まえ引き続き活用が可能か、解体が必要かを検討してまいります。